



大日本帝國通商

一、支那通商對策二編五七件 關議決定案

二、支那通商對策二編五七件 說明要旨

三、日支通商資金交流實施細目

四、臨時軍事費以外、政府海外拂經費、外資金庫二依

五、關稅實施細目二編五七件

六、支那二於今九通貨物價狀況

七、支那二於今九金處理狀況

八、資金交流實績

九、受給金取附方針（現行分）

目次

一、支那通商對策二編五七件 關議決定案

二、支那通商對策二編五七件 說明要旨

目録

一、日支通商資金交流實施細目

二、臨時軍事費以外、政府海外拂經費、外資金庫二依

三、關稅實施細目二編五七件

四、支那二於今九通貨物價狀況

五、支那二於今九金處理狀況

六、資金交流實績

七、受給金取附方針（現行分）



西中才名



極秘

支那通貨對策ニ關スル件說明要旨

一、支那戰時經濟ノ確立就中支那ニ於テ我方ノ使用シツツアル現行諸通貨ノ擁護ニ付テハ本年一月十一日最高戰爭指導會議ニ於テ決定セラレタル方針ニ基キ各級ノ對策ヲ講ジツツアルコトハ御承知ノ通デアリマス。近キ將來支那大體ガ戰場化セララルガ如キ場合ニ於キマシテモ我方軍費ノ支出等ニ際シテハ依然現行通貨ヲ使用スル方針ヲ堅持スルヲ適當ト存ジマス。テ現制通貨ノ強化擁護方ニ付テハ政府トシテ更ニ一段ノ努力ヲ要スル次第デアリマス。

二、之ガ施策ト致シマシテハ我方ノ所要スル軍費其ノ他ノ資金ノ調達ニ付キマシテハ自給度ノ向上ニ努力シテ支那開發銀行ヨリノ借入ニヨル通貨ノ新規放出ハ努力ヲ減少セシメ又物資調劑等ニ伴ヒマシスル資金ノ使用ニ付キマシテ其ノ効率化ヲ圖ル等ノ資金部門ノ措置カ必要デアリマシテ逐次實行セラレツツアルノデアリマス。又單ニ資金關係ノ措置ノミナラズ物資面ニ關スル措置ト綜合相俟ツテ始メテ通貨對策カ所期ノ成果ヲ收メ得ベキコトハ言テ俟タナイ所デアリマシテ此ノ方面ニ於キマシテモ各級ノ努力ガ爲サレテ居ル

7



Faint, mostly illegible text on the right page, possibly bleed-through from the reverse side.

ノデアリマス。

其之等ノ對策ト併行シテ本部ヨリ支那ニ現送致シマシタ金ヲ以テ豫
テ中央儲備銀行ノ發行スル金證券ノ準備ニ充當スル等ノ措置ヲ講
シマシテ支那通貨ノ價值補強ヲ行ツテ急ツタノデアリマスガ、此
ノ際中支ニ在リマスル分ノ内五種程度ヲ必要ニ應ジ時價ニヨリ支
那側ニ引渡シマシテ既ニ備蓄餘ノ價值補強ヲ圖リマスルト共ニ我
方ガ中央儲備銀行トノ預合契約ニヨリ借入レテ居リマスル備蓄七
月二十日現在約一兆九十五億元ノ返済ニ充テルコトヲ適當ト認
メルノデアリマス。

北支ニ於キマシテモ中支ニ準ジマシテ情勢ニ應ジマシテ情勢ニ應
ジマシテ北支ニ在リマスル金ノ内三種程度ヲ時價ニヨリ支那側ニ
引渡スコトヲ致シタイノデアリマス。

現行の如く政府トシテの支那現制通貨、維持擴張ニ付凡ニル指値ヲ
 開シツツアル次第デハアリマヌガ支那ニ於ケル通貨物價、状況ハ
 依然思ハシカラヌモ、ガアル、デアリマシテ其ノ通貨發行高ハ
 舊發行高ハ六月三十日（現在） 五三三九〇百圓
 新發行高ハ同 右 三〇一九百圓
 舊發行高ハ七月二十日（現在） 二一九九二二百圓
 ニ及ビ從ツテ又物價、状況モ著ク騰貴、状況ニアリ、例ヘバ上
 海ニ於テハ米一升二九〇圓、金一瓦四圓ヤ千圓トイフ様ナ次第
 デアマツテ俄然物價同ニ於ケル通貨購買力、從ツテ物價、乖離ハ益
 ヲ進タシク傾リ支那經濟、將來ニトリ價ニ急激ニ入ヤモ、ガアル
 バカリデナク、我國、財政金融ニ對シテモ思ハシカラヌ影響ヲ
 及ボリントシツツアル、デアリマヌ。
 今最近ニ於ケル支那ヨリ、本邦向來外、外金額ニ付テ見マヌル
 ニ

現行の如く政府トシテの支那現制通貨、維持擴張ニ付凡ニル指値ヲ
 開シツツアル次第デハアリマヌガ支那ニ於ケル通貨物價、状況ハ
 依然思ハシカラヌモ、ガアル、デアリマシテ其ノ通貨發行高ハ
 舊發行高ハ六月三十日（現在） 五三三九〇百圓
 新發行高ハ同 右 三〇一九百圓
 舊發行高ハ七月二十日（現在） 二一九九二二百圓
 ニ及ビ從ツテ又物價、状況モ著ク騰貴、状況ニアリ、例ヘバ上
 海ニ於テハ米一升二九〇圓、金一瓦四圓ヤ千圓トイフ様ナ次第
 デアマツテ俄然物價同ニ於ケル通貨購買力、從ツテ物價、乖離ハ益
 ヲ進タシク傾リ支那經濟、將來ニトリ價ニ急激ニ入ヤモ、ガアル
 バカリデナク、我國、財政金融ニ對シテモ思ハシカラヌ影響ヲ
 及ボリントシツツアル、デアリマヌ。
 今最近ニ於ケル支那ヨリ、本邦向來外、外金額ニ付テ見マヌル
 ニ

昭和十八年中八一五百万圓デアリマシタモノガ
昭和十九年中一六七三百万圓トナリ
約八五八百万圓ノ増加ヲ示シ、其ノ傾向ハ
昭和二十年ニ入り遂月漸増セントシ、我國内通貨膨脹ニ拍車スル
情況ヲ示現シツツアリマス。

大藏省トシマシテハ支那ニ於ケル通貨膨脹ノ本邦ヘノ波及ニ對シ
從來アラユル施策ヲ講ジマシテ鋭意之ガ防止ニ努力致シテ居ル
第デアリマスガ、特ニ對日送金ノ取締ニ付テハ原則トシテ總テ許
可制ヲ布イテ之ガ規制ヲ爲シ居ル處、本年一月ヨリ遂次其ノ取
締方針ヲ全般約ニ強化シ不要不急ト認メラル送金ハ許可セザル
コトトセル外、内地向送金ノ抑制ニ資スル爲、支那ヨリノ送金ニ
對シ特殊ノモノヲ除キ原則トシテ所定割合ノ金額へ送金額ノ一〇
倍ノ現地ニ於テ現地通貨總預金ヲ爲サシムルコトトシテ居ルノ
デアリマス。

以上申上ゲマシタル如キ最近コ於ケル支那ノ通貨物價騰貴ニ照シテ
現行爲替率ノ維持ニ因ツテ生ジツアリマス實銀上ノ不
通リノ現行爲替率ノ維持ニ因ツテ生ジツアリマス實銀上ノ不
通化スル所定ノ金銀ハ北支銀ハ五〇倍、中南支ハ七〇倍トス
ル予定ノ金銀ハ北支銀ハ五〇倍、中南支ハ七〇倍トス
キマシテ日本カラ支那ニ送金セラルル資金ニ對シテ外、他國ニ於
テアリマス。尤下如何ナル補給ヲ行フ方計チ或リタイト存スル大
ヤ又如何ナル補給ヲ行フカニ行キマシテ、今後本方針ノ通用
ノ實銀ニ對シテ、必要強ノ大ナル下ノカウ退大之ヲ實行ニ移
スニ或シタイト存ジテ所ル大ナル下ノカウ退大之ヲ實行ニ移

以上申上ゲマシタル如キ最近コ於ケル支那ノ通貨物價騰貴ニ照シテ
現行爲替率ノ維持ニ因ツテ生ジツアリマス實銀上ノ不
通リノ現行爲替率ノ維持ニ因ツテ生ジツアリマス實銀上ノ不
通化スル所定ノ金銀ハ北支銀ハ五〇倍、中南支ハ七〇倍トス
ル予定ノ金銀ハ北支銀ハ五〇倍、中南支ハ七〇倍トス
キマシテ日本カラ支那ニ送金セラルル資金ニ對シテ外、他國ニ於
テアリマス。尤下如何ナル補給ヲ行フ方計チ或リタイト存スル大
ヤ又如何ナル補給ヲ行フカニ行キマシテ、今後本方針ノ通用
ノ實銀ニ對シテ、必要強ノ大ナル下ノカウ退大之ヲ實行ニ移
スニ或シタイト存ジテ所ル大ナル下ノカウ退大之ヲ實行ニ移

七次ニ外資金庫ニ於テ現在調整ヲ行ツテ居リマスルモノハ臨時軍事
 ノ支那及南方甲地域ニ於ケル支出ニシテ物件費ニ散管スルモノノ
 イデアアリマスガ、支那ニ於ケル通貨物價ノ情況ニ鑑ミ今回右ノ調
 整範圍ヲ擴大致シマシテ、支那ニ於テ支拂ハルル大東亞省等ノ官
 廳經費、政府補助金等ノ總額ニ對シマシテモ必要アルモノニ付テ
 ハ外資金庫ヲシテ之ガ調整ヲ爲サシメタイト存ジテ、附ル次第デア
 リマス。

八次ニ外資金庫ニ於テ現在調整ヲ行ツテ居リマスルモノハ臨時軍事
 ノ支那及南方甲地域ニ於ケル支出ニシテ物件費ニ散管スルモノノ
 イデアアリマスガ、支那ニ於ケル通貨物價ノ情況ニ鑑ミ今回右ノ調
 整範圍ヲ擴大致シマシテ、支那ニ於テ支拂ハルル大東亞省等ノ官
 廳經費、政府補助金等ノ總額ニ對シマシテモ必要アルモノニ付テ
 ハ外資金庫ヲシテ之ガ調整ヲ爲サシメタイト存ジテ、附ル次第デア
 リマス。

極秘

第一、支那ヨリノ本邦向送金關係

日支間資金交流實施細目

(附録ニ於ケル口頭御説明用)

- 一、左ノ金額ノ調整金ヲ送金ノ際爲替銀行ヲ經テ外資金庫ニ納付スルトキハ本邦向送金ヲ爲シ得ルコト但シ同一人ノ送金額ヲ得當リ月額五十萬圓以下トスルコト
- 北支 送金手取額ノ五十倍
- 中南支 送金手取額ノ七十倍
- 三、前記ニ拘ラス許可ヲ受ケタトキハ送金手取額ノ二十倍ノ金額ノ調整金ヲ納付ノ上送金ヲ爲シ得ルコト
- 馬左ニ散當スル場合ハ前記ノ二倍ノ例外ト爲スコト
- 四、月額三百圓以下ノ送金ニ付テハ現在通り調整金ヲ徴收セザルコト
- 四、退職金引揚金ノ送金ニ付テハ在支年限等考慮ノ上事情已ムテ得ザルトキハ送金手取額三萬圓以下ノ部分ニ付調整金ヲ十倍トスルコト

一、日支間資金交流實施細目
 二、本邦向送金關係
 三、調整金ノ納付
 四、退職金引揚金ノ送金
 五、送金手取額ノ制限
 六、送金手取額ノ倍率
 七、送金手取額ノ制限額
 八、送金手取額ノ倍率
 九、送金手取額ノ制限額
 十、送金手取額ノ倍率

一、支那銀行、本邦商會、
 二、支那銀行、本邦商會、
 三、支那銀行、本邦商會、
 四、支那銀行、本邦商會、
 五、支那銀行、本邦商會、
 六、支那銀行、本邦商會、
 七、支那銀行、本邦商會、
 八、支那銀行、本邦商會、
 九、支那銀行、本邦商會、
 十、支那銀行、本邦商會、
 十一、支那銀行、本邦商會、
 十二、支那銀行、本邦商會、
 十三、支那銀行、本邦商會、
 十四、支那銀行、本邦商會、
 十五、支那銀行、本邦商會、
 十六、支那銀行、本邦商會、
 十七、支那銀行、本邦商會、
 十八、支那銀行、本邦商會、
 十九、支那銀行、本邦商會、
 二十、支那銀行、本邦商會、
 二十一、支那銀行、本邦商會、
 二十二、支那銀行、本邦商會、
 二十三、支那銀行、本邦商會、
 二十四、支那銀行、本邦商會、
 二十五、支那銀行、本邦商會、
 二十六、支那銀行、本邦商會、
 二十七、支那銀行、本邦商會、
 二十八、支那銀行、本邦商會、
 二十九、支那銀行、本邦商會、
 三十、支那銀行、本邦商會、
 三十一、支那銀行、本邦商會、
 三十二、支那銀行、本邦商會、
 三十三、支那銀行、本邦商會、
 三十四、支那銀行、本邦商會、
 三十五、支那銀行、本邦商會、
 三十六、支那銀行、本邦商會、
 三十七、支那銀行、本邦商會、
 三十八、支那銀行、本邦商會、
 三十九、支那銀行、本邦商會、
 四十、支那銀行、本邦商會、
 四十一、支那銀行、本邦商會、
 四十二、支那銀行、本邦商會、
 四十三、支那銀行、本邦商會、
 四十四、支那銀行、本邦商會、
 四十五、支那銀行、本邦商會、
 四十六、支那銀行、本邦商會、
 四十七、支那銀行、本邦商會、
 四十八、支那銀行、本邦商會、
 四十九、支那銀行、本邦商會、
 五十、支那銀行、本邦商會、
 五十一、支那銀行、本邦商會、
 五十二、支那銀行、本邦商會、
 五十三、支那銀行、本邦商會、
 五十四、支那銀行、本邦商會、
 五十五、支那銀行、本邦商會、
 五十六、支那銀行、本邦商會、
 五十七、支那銀行、本邦商會、
 五十八、支那銀行、本邦商會、
 五十九、支那銀行、本邦商會、
 六十、支那銀行、本邦商會、
 六十一、支那銀行、本邦商會、
 六十二、支那銀行、本邦商會、
 六十三、支那銀行、本邦商會、
 六十四、支那銀行、本邦商會、
 六十五、支那銀行、本邦商會、
 六十六、支那銀行、本邦商會、
 六十七、支那銀行、本邦商會、
 六十八、支那銀行、本邦商會、
 六十九、支那銀行、本邦商會、
 七十、支那銀行、本邦商會、
 七十一、支那銀行、本邦商會、
 七十二、支那銀行、本邦商會、
 七十三、支那銀行、本邦商會、
 七十四、支那銀行、本邦商會、
 七十五、支那銀行、本邦商會、
 七十六、支那銀行、本邦商會、
 七十七、支那銀行、本邦商會、
 七十八、支那銀行、本邦商會、
 七十九、支那銀行、本邦商會、
 八十、支那銀行、本邦商會、
 八十一、支那銀行、本邦商會、
 八十二、支那銀行、本邦商會、
 八十三、支那銀行、本邦商會、
 八十四、支那銀行、本邦商會、
 八十五、支那銀行、本邦商會、
 八十六、支那銀行、本邦商會、
 八十七、支那銀行、本邦商會、
 八十八、支那銀行、本邦商會、
 八十九、支那銀行、本邦商會、
 九十、支那銀行、本邦商會、
 九十一、支那銀行、本邦商會、
 九十二、支那銀行、本邦商會、
 九十三、支那銀行、本邦商會、
 九十四、支那銀行、本邦商會、
 九十五、支那銀行、本邦商會、
 九十六、支那銀行、本邦商會、
 九十七、支那銀行、本邦商會、
 九十八、支那銀行、本邦商會、
 九十九、支那銀行、本邦商會、
 一百、支那銀行、本邦商會、



(一) 本邦に本店ヲ有スル事業ニシテ在支店舖ノ利益金ニ付本案ヲ
 適用スル結果其ノ開當率薄シテ低下スルトキハ改正後最初ノ
 撥金ヲ爲ス事業年度(半年分)ニ付税金引當資金ニ付調整金
 十割收セザルトキハ得ルコト
 (二) 事業管理ニヨリ引揚金ニシテ本案ヲ適用スル結果撥金手取額
 ガ過去ニ於テ投資ノ爲撥金セル金額(四割分アルトキハ其ノ
 金額ヲ控除ス)ニ達セザルトキハ過金額係ヲ補償ノ上事情已
 ムヲ得ザルトキハ過金額ニ達スル限度内ニ於テ調整金ノ割合
 十割收シ得ルコト
 (三) 調整金社其他重要事項ヲ管ム者等ノ爲ス撥金ニシテ得ニ必要
 アリト認ムルモノニ付テハ調整金ノ撥收ヲ減免シ得ルコト
 四右一及二ノ指置ハ原則トシテ帝國政府及支那政府ノ公金以外ニ
 ハ總テ之ヲ適用スルコト
 五 兩關係簿ニ付テハ別途之ヲ定ムルコト
 六 現存ノ撥金許可ノ條件ニヨリ生ジタル預金(過金手取額ノ三倍、

第六、法金信託ノ組織ニ付テハ、法金信託ノ目的ヲ達スルニ必要ナル事項ニ付テハ、法金信託ノ監督人ニ委任セザルコトヲ原則トスルコト
第六、日本國總封鎖預金制ニ關シテハ
イ) 今後右二乃至四ニ付テハ送金シタルモノニ付テハ引換金庫資金ノ半額ヲ封鎖預金トスルコト
ロ) 現存ノ日本國總封鎖預金並右イ)ニ付テハ生シタル封鎖預金ノ解除等ニ當リテハ國內關係封鎖資金ト同様ノ取扱ニ付ルコト
第二、本邦ヨリノ支那向送金關係
大蔵大臣ノ指定スル特定ノ送金ニ付テハ爲替銀行ハ外資金庫ヨリ現地通貨ニ付ル封鎖資金ヲ受領シ之ヲ送金受取人ニ交付スルコト

十倍、四十九倍、六十九倍預金）ハ之ヲ解除セザルコトヲ原則トスルコト
第六、日本國總封鎖預金制ニ關シテハ
イ) 今後右二乃至四ニ付テハ送金シタルモノニ付テハ引換金庫資金ノ半額ヲ封鎖預金トスルコト
ロ) 現存ノ日本國總封鎖預金並右イ)ニ付テハ生シタル封鎖預金ノ解除等ニ當リテハ國內關係封鎖資金ト同様ノ取扱ニ付ルコト
第二、本邦ヨリノ支那向送金關係
大蔵大臣ノ指定スル特定ノ送金ニ付テハ爲替銀行ハ外資金庫ヨリ現地通貨ニ付ル封鎖資金ヲ受領シ之ヲ送金受取人ニ交付スルコト

極秘

(関係ニ於ケル口頭御説明用)

臨時軍事費以外ノ政府海外御費ノ外費
企庫ニ依ル調整實施細目ニ關スル件

首題ノ件先般ノ省議決定ノ趣旨ニ基キ左記要領ニ依リ實行スルモノトス

記

- 一、調整割合及調整額ハ四半期毎ニ之ヲ定ムルチ原則トスルコト但シ
第一四半期(四月六月分)ニ付テハ適ツテ調整ヲ行フコトトシ便
宜第一及第二四半期分即チ上半期分チ一括シテ調整割合ヲ定ムル
コト
- 二、調整割合ハ外資調整協議會ニ付議ノ上之ヲ決定スルモノトシ上半
期分調整割合ニ付テハ務當リ別紙案ニ依ルコト
- 三、前號ノ調整割合チ其儘豫算額ニ適用スルコト適當ナラサル科目ニ
付テハ基本額チ適宜減額スルコト
- 四、調整科目ハ必要ニ應ジ別途之ヲ決定スルコト
- 五、調整科目、調整割合及調整額ハ臨時軍事費ノ例ニ準ジテ閣議決定
及勅裁ヲ經ルコト

一、臨時軍事費以外ノ政府海外御費ノ外費
企庫ニ依ル調整實施細目ニ關スル件

二、調整割合ハ外資調整協議會ニ付議ノ上之ヲ決定スルモノトシ上半期分調整割合ニ付テハ務當リ別紙案ニ依ルコト

三、前號ノ調整割合チ其儘豫算額ニ適用スルコト適當ナラサル科目ニ付テハ基本額チ適宜減額スルコト

四、調整科目ハ必要ニ應ジ別途之ヲ決定スルコト

五、調整科目、調整割合及調整額ハ臨時軍事費ノ例ニ準ジテ閣議決定及勅裁ヲ經ルコト

臨時軍事費以外ノ政府海外拂替費ノ外資金庫ニ依ル調整割合ノ件
 (外資調整協同會付議案)

臨時軍事費ヲ除クノ外政府ノ支那(軍票地域ヲ除ク)ニ於テ支拂ヲ要スル經費ヲ外資金庫ニ依リ調整スル場合ニ於ケル調整割合ハ昭和二十年四月以降並當リ左ノ通トス

	北支調整ニ於テ支拂ヲ爲ス經費	中南支ニ於テ支拂ヲ爲ス經費
調整割合	三〇割	八〇割
(註)資金使用割合 政府資金 外資金庫資金 合計	一五四	一九八

年	區		對前月比率	區		對前月比率
	北	東		上	海	
一九二二	四六四〇	一〇〇〇	一〇三九	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
一九二一	五三〇三	一一〇〇	一〇三九	九四一七	一一九三	一〇〇〇
一九二〇	九〇八一	一一〇〇	一〇三九	一二六五	一二五八	一〇〇〇
一九一九	九〇八一	一一〇〇	一〇三九	一三五三	一二五八	一〇〇〇
一九一八	九〇八一	一一〇〇	一〇三九	一八五〇	一三七八	一〇〇〇
一九一七	九〇八一	一一〇〇	一〇三九	一一九五	一三七八	一〇〇〇
一九一六	九〇八一	一一〇〇	一〇三九	一三五三	一三七八	一〇〇〇
一九一五	九〇八一	一一〇〇	一〇三九	一八五〇	一三七八	一〇〇〇
一九一四	九〇八一	一一〇〇	一〇三九	一三五三	一三七八	一〇〇〇
一九一三	九〇八一	一一〇〇	一〇三九	一三五三	一三七八	一〇〇〇
一九一二	九〇八一	一一〇〇	一〇三九	一三五三	一三七八	一〇〇〇
一九一一年	九〇八一	一一〇〇	一〇三九	一三五三	一三七八	一〇〇〇
一九一〇	九〇八一	一一〇〇	一〇三九	一三五三	一三七八	一〇〇〇
一九〇九	九〇八一	一一〇〇	一〇三九	一三五三	一三七八	一〇〇〇
一九〇八	九〇八一	一一〇〇	一〇三九	一三五三	一三七八	一〇〇〇
一九〇七	九〇八一	一一〇〇	一〇三九	一三五三	一三七八	一〇〇〇
一九〇六	九〇八一	一一〇〇	一〇三九	一三五三	一三七八	一〇〇〇
一九〇五	九〇八一	一一〇〇	一〇三九	一三五三	一三七八	一〇〇〇
一九〇四	九〇八一	一一〇〇	一〇三九	一三五三	一三七八	一〇〇〇
一九〇三	九〇八一	一一〇〇	一〇三九	一三五三	一三七八	一〇〇〇
一九〇二	九〇八一	一一〇〇	一〇三九	一三五三	一三七八	一〇〇〇
一九〇一	九〇八一	一一〇〇	一〇三九	一三五三	一三七八	一〇〇〇
一九〇〇	九〇八一	一一〇〇	一〇三九	一三五三	一三七八	一〇〇〇
平均						

參考資料
 現地物價指數二依、國統會算出基礎

二十世紀日通商會... (transcription of vertical text on the right page)

支那通商會	支那通商會	支那通商會	支那通商會
支那通商會	支那通商會	支那通商會	支那通商會
支那通商會	支那通商會	支那通商會	支那通商會
支那通商會	支那通商會	支那通商會	支那通商會

年	東京		上海		平均	
	100	100	100	100	100	100
昭和11年	100	100	100	100	100	100
昭和12年	100	100	100	100	100	100
昭和13年	100	100	100	100	100	100
昭和14年	100	100	100	100	100	100
昭和15年	100	100	100	100	100	100
昭和16年	100	100	100	100	100	100
昭和17年	100	100	100	100	100	100
昭和18年	100	100	100	100	100	100
昭和19年	100	100	100	100	100	100
昭和20年	100	100	100	100	100	100
昭和21年	100	100	100	100	100	100
昭和22年	100	100	100	100	100	100
昭和23年	100	100	100	100	100	100
昭和24年	100	100	100	100	100	100
昭和25年	100	100	100	100	100	100
昭和26年	100	100	100	100	100	100
昭和27年	100	100	100	100	100	100
昭和28年	100	100	100	100	100	100
昭和29年	100	100	100	100	100	100
昭和30年	100	100	100	100	100	100
昭和31年	100	100	100	100	100	100
昭和32年	100	100	100	100	100	100
昭和33年	100	100	100	100	100	100
昭和34年	100	100	100	100	100	100
昭和35年	100	100	100	100	100	100
昭和36年	100	100	100	100	100	100
昭和37年	100	100	100	100	100	100
昭和38年	100	100	100	100	100	100
昭和39年	100	100	100	100	100	100
昭和40年	100	100	100	100	100	100
昭和41年	100	100	100	100	100	100
昭和42年	100	100	100	100	100	100
昭和43年	100	100	100	100	100	100
昭和44年	100	100	100	100	100	100
昭和45年	100	100	100	100	100	100
昭和46年	100	100	100	100	100	100
昭和47年	100	100	100	100	100	100
昭和48年	100	100	100	100	100	100
昭和49年	100	100	100	100	100	100
昭和50年	100	100	100	100	100	100
昭和51年	100	100	100	100	100	100
昭和52年	100	100	100	100	100	100
昭和53年	100	100	100	100	100	100
昭和54年	100	100	100	100	100	100
昭和55年	100	100	100	100	100	100
昭和56年	100	100	100	100	100	100
昭和57年	100	100	100	100	100	100
昭和58年	100	100	100	100	100	100
昭和59年	100	100	100	100	100	100
昭和60年	100	100	100	100	100	100
昭和61年	100	100	100	100	100	100
昭和62年	100	100	100	100	100	100
昭和63年	100	100	100	100	100	100
昭和64年	100	100	100	100	100	100
昭和65年	100	100	100	100	100	100
昭和66年	100	100	100	100	100	100
昭和67年	100	100	100	100	100	100
昭和68年	100	100	100	100	100	100
昭和69年	100	100	100	100	100	100
昭和70年	100	100	100	100	100	100
昭和71年	100	100	100	100	100	100
昭和72年	100	100	100	100	100	100
昭和73年	100	100	100	100	100	100
昭和74年	100	100	100	100	100	100
昭和75年	100	100	100	100	100	100
昭和76年	100	100	100	100	100	100
昭和77年	100	100	100	100	100	100
昭和78年	100	100	100	100	100	100
昭和79年	100	100	100	100	100	100
昭和80年	100	100	100	100	100	100
昭和81年	100	100	100	100	100	100
昭和82年	100	100	100	100	100	100
昭和83年	100	100	100	100	100	100
昭和84年	100	100	100	100	100	100
昭和85年	100	100	100	100	100	100
昭和86年	100	100	100	100	100	100
昭和87年	100	100	100	100	100	100
昭和88年	100	100	100	100	100	100
昭和89年	100	100	100	100	100	100
昭和90年	100	100	100	100	100	100
昭和91年	100	100	100	100	100	100
昭和92年	100	100	100	100	100	100
昭和93年	100	100	100	100	100	100
昭和94年	100	100	100	100	100	100
昭和95年	100	100	100	100	100	100
昭和96年	100	100	100	100	100	100
昭和97年	100	100	100	100	100	100
昭和98年	100	100	100	100	100	100
昭和99年	100	100	100	100	100	100
昭和100年	100	100	100	100	100	100

昭和十一年三月三十一日現在 東京、上海、平均の公定物價指數

(註)

一 北京、上海、關稅稅則委員會公定物價指數、上海、關稅稅則委員會公定物價指數、

二 東京、推定數ニシテ本年一月以降最近月(北京、五月、上海、三月)迄ノ各月ノ前月比率ノ平均ニ依リ算出セリ

(註) 一、本表之資料，係根據一九四九年一月至三月間之調查所得，其間之物價變動，極為劇烈，故本表之資料，僅供參考之用。二、本表之資料，係根據一九四九年一月至三月間之調查所得，其間之物價變動，極為劇烈，故本表之資料，僅供參考之用。三、本表之資料，係根據一九四九年一月至三月間之調查所得，其間之物價變動，極為劇烈，故本表之資料，僅供參考之用。

北京物價指數表

指數	一九四九年			
	一月	二月	三月	平均
一、九一	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
一、九二	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
一、九三	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
一、九四	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
一、九五	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
一、九六	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
一、九七	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
一、九八	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
一、九九	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
二、〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
二、〇一	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
二、〇二	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
二、〇三	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
二、〇四	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
二、〇五	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
二、〇六	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
二、〇七	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
二、〇八	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
二、〇九	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
二、一〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
二、一一	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
二、一二	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
二、一三	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
二、一四	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
二、一五	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
二、一六	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
二、一七	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
二、一八	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
二、一九	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
二、二〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇

(註) 一、郵費、公定、關稅、二、糧食、雜糧、平均
 三、小賣、北京市政府、平均
 四、邦人生計費、北京經濟會議所調查、平均、國幣、二、付子、公定其他、關
 五、北京經濟會議所調查、單純、平均

上海勸業銀行
 本行辦理一切銀行業務，如存款、放款、匯兌、貼現、代理收付等項，均極妥速。如有需要，請向本行洽商。本行地址：上海南京路。

年	月	分	仰賣 (公定)	仰賣 (開)	邦人生附費
一九一九	一九一九	一九一九	三三三三三	三三三三三	三三三三三
一九一九	一九一九	一九一九	三三三三三	三三三三三	三三三三三
一九一九	一九一九	一九一九	三三三三三	三三三三三	三三三三三
一九一九	一九一九	一九一九	三三三三三	三三三三三	三三三三三
一九一九	一九一九	一九一九	三三三三三	三三三三三	三三三三三
一九一九	一九一九	一九一九	三三三三三	三三三三三	三三三三三
一九一九	一九一九	一九一九	三三三三三	三三三三三	三三三三三
一九一九	一九一九	一九一九	三三三三三	三三三三三	三三三三三
一九一九	一九一九	一九一九	三三三三三	三三三三三	三三三三三

上海勸業銀行 (正金報告)

年	月	分	仰賣 (公定)	仰賣 (開)	邦人生附費
一九一九	一九一九	一九一九	三三三三三	三三三三三	三三三三三
一九一九	一九一九	一九一九	三三三三三	三三三三三	三三三三三
一九一九	一九一九	一九一九	三三三三三	三三三三三	三三三三三
一九一九	一九一九	一九一九	三三三三三	三三三三三	三三三三三
一九一九	一九一九	一九一九	三三三三三	三三三三三	三三三三三
一九一九	一九一九	一九一九	三三三三三	三三三三三	三三三三三
一九一九	一九一九	一九一九	三三三三三	三三三三三	三三三三三
一九一九	一九一九	一九一九	三三三三三	三三三三三	三三三三三
一九一九	一九一九	一九一九	三三三三三	三三三三三	三三三三三

極秘

通商銀行

支那ニ於ケル通商銀行状況

十七年末	十八年末	十九年六月末	二十年三月末	二十年六月末	七月二十日
三六九六	一九一五〇	三九三五九	一三九六九九	二四五一九七	一七三九二
百萬圓					
一五九二	三九六一	四九九四	一五八四一	二七八三六	五五五九〇
百萬圓					
一四二	五七一	四二六	七〇六七	七四三二	七〇一九
百萬圓					

年	一月末	二月末	三月末	四月末	五月末	六月末	七月末	八月末	九月末	十月末	十一月末	十二月末
支那通商銀行	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇
支那通商銀行	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇
支那通商銀行	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇
支那通商銀行	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇

附録

二十一年末	二十二年末	二十三年末	二十四年末	二十五年末
十八年末	十九年末	二十年末	二十一年末	二十二年末
十七年末	十八年末	十九年末	二十年末	二十一年末
十六年末	十七年末	十八年末	十九年末	二十年末
十五年末	十六年末	十七年末	十八年末	十九年末
十四年末	十五年末	十六年末	十七年末	十八年末
十三年末	十四年末	十五年末	十六年末	十七年末
十二年末	十三年末	十四年末	十五年末	十六年末
十一年末	十二年末	十三年末	十四年末	十五年末
十年末	十一年末	十二年末	十三年末	十四年末
九年末	十年末	十一年末	十二年末	十三年末
八年末	九年末	十年末	十一年末	十二年末
七年末	八年末	九年末	十年末	十一年末
六年末	七年末	八年末	九年末	十年末
五年末	六年末	七年末	八年末	九年末
四年末	五年末	六年末	七年末	八年末
三年末	四年末	五年末	六年末	七年末
二年末	三年末	四年末	五年末	六年末
一年末	二年末	三年末	四年末	五年末
七月初一日	七月初一日	七月初一日	七月初一日	七月初一日

支那の食料と農産物の輸出

二領ヶ台殘高

北支

中支

十八年末	十九年末	二十年末	二十一年末	二十二年末	二十三年末	二十四年末	二十五年末
三七九八百萬圓	六三六四	八七八六	一〇七一二	二一、五四六	二一、五四六	二一、五四六	二一、五四六
一四二四九百萬圓	九八八七三	一九一、一四五	二四、五〇七六	六四、七〇〇一	六四、七〇〇一	六四、七〇〇一	六四、七〇〇一
一、〇〇九四六六							

(一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百)

三商品市中價格

年份	金條	米	金條	小麥粉
十七年末	三二〇兩 (三二兩)	約五斗五升 (三兩五)	三二兩 (三兩五)	三三兩 (三兩)
十八年末	二七八〇元	九〇〇元	七二七圓	六五圓
十九年	八六五〇〇	二四〇〇	一五五五	一七八
六月末	二六〇〇〇〇	一〇〇〇〇	四八五〇	二六七
十二月末	八〇〇〇〇〇	四六〇〇〇	一七二〇〇	一、二〇〇
二十年				
三月末	四八〇〇〇〇〇	九六〇〇〇	七四〇〇〇	一、八五〇
六月末	二四七〇〇〇〇〇	六三〇〇〇〇	一五〇〇〇〇	四八〇〇
最近	一三〇〇〇〇〇〇〇 (八月八日)	九三〇〇〇〇〇 (八月八日)	二五五〇〇〇〇 (八月八日)	六四〇〇〇 (七月二八日)

三商品市中價格

金條 米 金條 小麥粉

十七年末 十八年末 十九年 二十年

三月末 六月末 最近

(一兩六分十五厘)

二、五、五、六

一、〇、〇、一、二

八、八、八、六

六、八、八、六

六、八、八、六

一、〇、二、〇、六、五、五

六、八、八、六

一、〇、二、〇、六、五、五

六、八、八、六

一、〇、二、〇、六、五、五

六、八、八、六

同御賣物價指數(公定)

北 京

上 海

		一九二〇年					一九一九年					
		五月	四月	三月	二月	一月	十二月	十一月	九月	五月	四月	三月
北京	指數 111.100	103.82	104.54	104.77	104.81	104.75	104.50	104.40	104.99	104.84	104.80	104.82
上海	指數 111.000	106.80	107.36	107.92	108.48	109.04	109.60	110.16	110.72	111.28	111.84	112.40

年 月
二十一年
二十二年
二十三年
二十四年
二十五年
二十六年
二十七年
二十八年
二十九年
三十年

極秘

對支金操作狀況（昭和二十年七月十二日現在）

外、總、昭二〇、八六

區分	數量		價值		備考
	總數	本數	外貨	邦貨	
一、現金總量	20,012,101	20,012,101	1	1	金條 1,546,680本 金條現地改鑄 3,340,000本 (二週) 交換差増
二、總分 債 量	22,010,222	22,010,222	1	1	昭二〇、五、三、一現在以下不盡
（一）市場操作作用	12,000,000	12,000,000	1	1	昭二〇、五、三、一現在以下不盡
中支（上海）	12,000,000	12,000,000	1	1	昭二〇、五、三、一現在以下不盡
中支（廣東）	1	1	1	1	昭二〇、五、三、一現在以下不盡
北支（天津）	1	1	1	1	昭二〇、五、三、一現在以下不盡
（二）棉糸布買上用（中支）	12,000,000	12,000,000	1	1	昭二〇、五、三、一現在以下不盡
（三）金證券見返分	12,000,000	12,000,000	1	1	昭二〇、五、三、一現在以下不盡
三、證券引 殘 高	12,000,000	12,000,000	1	1	昭二〇、五、三、一現在以下不盡

港高内譯 (イ) 中 市場支用 八・八 一未・〇 〇・八
 (ロ) 北 市場支用 一 〇・八
 (ハ) 南 市場支用 一 〇・八
 (ニ) 市 市場支用 一 〇・八

支金操作狀況（昭和二十年七月十二日現在）

日	支金	邦貨
一六	1,000,000	1,000,000
一七	1,000,000	1,000,000
一八	1,000,000	1,000,000
一九	1,000,000	1,000,000
二〇	1,000,000	1,000,000
二一	1,000,000	1,000,000
二二	1,000,000	1,000,000
二三	1,000,000	1,000,000
二四	1,000,000	1,000,000
二五	1,000,000	1,000,000
二六	1,000,000	1,000,000
二七	1,000,000	1,000,000
二八	1,000,000	1,000,000
二九	1,000,000	1,000,000
三十	1,000,000	1,000,000

森木

地域別	項目	昭和十八年(一月十二月)		昭和十九年	
		受取	支拂	受取	支拂
總計		1103	571	809	524
關東		1663	2892	1661	1188
關西		2766	3463	2470	2712
支那		533	513	493	828
支那(香港)		815	1022	1673	1922
支那(支那)		1348	1535	2166	2750
支那(支那)		166	207	673	922
支那(支那)		11	187	166	275
支那(支那)		11	187	166	275
支那(支那)		11	187	166	275
支那(支那)		11	187	166	275
支那(支那)		11	187	166	275
支那(支那)		11	187	166	275
支那(支那)		11	187	166	275
支那(支那)		11	187	166	275

極秘

爲替關係可り看タル本邦對各域收支實績
 (昭和十八年及昭和十九年) 單位百萬圓
 差引△ハ支拂超過

地域別	項目	昭和十八年(一月十二月)		昭和十九年	
		受取	支拂	受取	支拂
總計		1103	571	809	524
關東		1663	2892	1661	1188
關西		2766	3463	2470	2712
支那		533	513	493	828
支那(香港)		815	1022	1673	1922
支那(支那)		1348	1535	2166	2750
支那(支那)		166	207	673	922
支那(支那)		11	187	166	275
支那(支那)		11	187	166	275
支那(支那)		11	187	166	275
支那(支那)		11	187	166	275
支那(支那)		11	187	166	275
支那(支那)		11	187	166	275
支那(支那)		11	187	166	275
支那(支那)		11	187	166	275
支那(支那)		11	187	166	275
支那(支那)		11	187	166	275

泰		香		南 (含海南島) 支		中		北					
交 計	易 外	交 計	易 外	交 計	易 外	交 計	易 外	交 計	易 外				
七 八	七 八	四 四	三 二	一 二	六 七	四 〇	二 七	三 九	二 五	一 四	八 六	五 〇	三 五
二 七	二 一	八 七	八 四	一 三	一 七	一 〇	一 〇	三 九	三 一	七 八	九 八	五 六	四 二
△	△	△	△	△	△		△		△	△	△	△	△
一 九	二 〇	四 三	五 二	七 〇	八 七	一 七	七 七	五 七	六 四	一 一	一 八	五 二	六 六
二 九	千 二 百 八	四 八	三 九	七 六	六 三	一 三	七 七	六 三	一 四	一 一	一 二	九 四	三 三
三 三	千 〇 七 〇 二 六	七 三	七 一	七 七	五 五	二 二	八 九	四 一	四 八	四 〇	一 七	四 二	三 二
△	△	△	△	△	△		△	△	△	△	△	△	△
三 〇	千 八 百 八	二 五	三 二	一 八	九		一 二	二 一	三 三	三 九	四 七	四 八	一 〇

東		南		支 (含海南島) 支		西	
交 計	易 外	交 計	易 外	交 計	易 外	交 計	易 外
一 一	一 一	一 一	一 一	一 一	一 一	一 一	一 一
二 二	二 二	二 二	二 二	二 二	二 二	二 二	二 二
△	△	△	△	△	△	△	△
三 三	三 三	三 三	三 三	三 三	三 三	三 三	三 三
四 四	四 四	四 四	四 四	四 四	四 四	四 四	四 四
五 五	五 五	五 五	五 五	五 五	五 五	五 五	五 五
△	△	△	△	△	△	△	△
六 六	六 六	六 六	六 六	六 六	六 六	六 六	六 六
七 七	七 七	七 七	七 七	七 七	七 七	七 七	七 七
八 八	八 八	八 八	八 八	八 八	八 八	八 八	八 八
九 九	九 九	九 九	九 九	九 九	九 九	九 九	九 九
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

東

(西曆十八年九月十五號)
 本國領事館存照
 支

合計	共 同		南方甲地域		備 前	
	交易計	交易外	交易計	交易外	交易計	交易外
五 三 六 九 七 一 六	三 七 六 四 四	一 七 九 三 七 三	五 三 二	五 三	七 三 三	三 三
△ 一 五 四 七	△ 一 八 六 八	△ 一 三 二 一	△ 一 三 三	△ 一 三 三	△ 一 三 三	△ 一 三 三
四 五 三 六 一 三 九	三 三 三 三 一 〇 八	一 三 三 三 一 〇 八	一 三 三	一 三 三	三 〇 三	三 三
△ 一 二 六 五	△ 一 一 九 九	△ 一 一 六 六	△ 一 一 〇 九	△ 一 一 〇 九	△ 一 一 三 三	△ 一 一 三 三

支 出	支 出	支 出 (合計)		支 出	支 出
		支 出	支 出		
三 〇 六	一 〇 二	二 〇 六	二 〇 六	一 〇 二	一 〇 二
四 二 一	三 八	三 八	三 八	三 八	三 八
△ 一 〇 六	△ 一 〇 六	△ 一 〇 六	△ 一 〇 六	△ 一 〇 六	△ 一 〇 六
六 二	一 八	六 二	六 二	一 八	一 八
三 〇	一 六	三 〇	三 〇	一 六	一 六
△ 一 〇 六	△ 一 〇 六	△ 一 〇 六	△ 一 〇 六	△ 一 〇 六	△ 一 〇 六
一 〇	一 〇	一 〇	一 〇	一 〇	一 〇

銀行

<p>（一） （二） （三）</p>	<p>（一） （二） （三）</p>	<p>（一） （二） （三）</p>
<p>（一） （二） （三）</p>	<p>（一） （二） （三）</p>	<p>（一） （二） （三）</p>
<p>（一） （二） （三）</p>	<p>（一） （二） （三）</p>	<p>（一） （二） （三）</p>

<p>（一） （二） （三）</p>	<p>（一） （二） （三）</p>	<p>（一） （二） （三）</p>
<p>（一） （二） （三）</p>	<p>（一） （二） （三）</p>	<p>（一） （二） （三）</p>
<p>（一） （二） （三）</p>	<p>（一） （二） （三）</p>	<p>（一） （二） （三）</p>

自由資金制度



<p>六 一、對策的資金 一、五、出口外貨 非表示的資金 四、現地預金、イ ヤ、マ、一、夕、制</p>	<p>四、内地ハ大蔵省 外、地ハ夫々、朝鮮、又ハ、臺灣 廳、管、用</p>	<p>四、現地ノ非常時ニ備ヘ在、本、邦、家、族、生、活、資、引、當、ト、シ、テ、一、萬、圓、ノ、資、金、ヲ、留、メ、本、邦、ニ、於、テ、現、地、通、貨、表、示、預、金、ト、シ、テ、シ、ム、ハ、月、三、百、圓、ト、シ、約、三、ヶ、年、ノ、生、活、費、一、</p> <p>四、外ニ、本、邦、人、ノ、現、地、所、有、預、金、ニ、付、本、邦、ト、シ、テ、信、託、社、能、ク、非、常、時、ニ、備、ヘ、在、本、邦、非、常、時、ニ、取、入、及、石、引、當、額、ヲ、イ、ヤ、マ、一、夕、制、ト、シ、本、邦、通、貨、表、示、預、金、ト、シ、テ、シ、ム、ル、モ、ト、シ、</p>
--	---	---

四、現地ノ非常時ニ備ヘ在、本、邦、家、族、生、活、資、引、當、ト、シ、テ、一、萬、圓、ノ、資、金、ヲ、留、メ、本、邦、ニ、於、テ、現、地、通、貨、表、示、預、金、ト、シ、テ、シ、ム、ハ、月、三、百、圓、ト、シ、約、三、ヶ、年、ノ、生、活、費、一、

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page, including words like '四、内地ハ大蔵省' and '外、地ハ夫々、朝鮮、又ハ、臺灣、廳、管、用']

1945年9月28日

記録のためのメモ

次の文章は、日本政府が従うべき 財政・通貨政策に關して、28日(9月28日付)宛せられた、RC. クレマー大佐に對し 大蔵省副官宛の 声明文である。

「目的は次の通りである」
?

1. インフレーションを抑制するために、可能な限り合理的な手段を講ずべきこと。
(方法) on all basis of -
2. 関係ある人々の間で人の支払能力に對して公平に負担を分配するこの政策に基づいて、~~公平~~ すべきこと。
3. 消費者^{にたいし}必要不可欠な生活必需物資の最大限の生産を可能にするが、財政政策を、とるべきこと。
4. 米^のの^り生活必需物資の価格を安定させるに必要なる方法を採るべきこと。生活必需品の価格は^(用)折固^のの^り下に^のお^のか^のけ^のら^るべきこと。

大 蔵 省



Handwritten notes on the right page, including a vertical stamp: 大蔵省副官宛の声明文の要約 (Summary of the statement to the Director of the Ministry of Finance).

Vertical stamp text: 大蔵省副官宛の声明文の要約

Main text on the right page (written vertically):

この文章は、日本政府が従うべき財政・通貨政策に關して、28日(9月28日付)宛せられた、RC. クレマー大佐に對し 大蔵省副官宛の 声明文である。

「目的は次の通りである」

1. インフレーションを抑制するために、可能な限り合理的な手段を講ずべきこと。

2. 関係ある人々の間で人の支払能力に對して公平に負担を分配するこの政策に基づいて、~~公平~~ すべきこと。

3. 消費者にたいし必要不可欠な生活必需物資の最大限の生産を可能にするが、財政政策を、とるべきこと。

4. 米のり生活必需物資の価格を安定させるに必要なる方法を採るべきこと。生活必需品の価格は折固のり下にのおかわけらるべきこと。